

特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定 平成21年 4月 1日市長決裁
改正 平成23年 4月 1日熊本城総合事務所長決裁
平成23年 6月21日熊本城総合事務所長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城の保存と活用のあり方について、文化財保護、熊本城の魅力づくり、更には地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱における熊本城とは、熊本城の旧城域における熊本市管理区域をいう。

熊本城の旧城域 ← 平成22年第1回委員会承認済 (H23.10改正予定)

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 熊本城（重要文化財建造物及び石垣）の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城の復元整備に関する事項
- (3) 熊本城の施設整備と利活用に関する事項
- (4) その他熊本城の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員会は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、史跡部会、建築部会等の専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、復元課題等の専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、観光文化交流局観光交流部熊本城総合事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。